

「iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）／ （為替ヘッジあり）」設定のお知らせ

米国の中期国債を投資対象とするルールベースのアクティブETFが登場

2025年6月5日

大和アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：佐野径、以下「当社」）は、「iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）」（証券コード：381A）および「iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）」（証券コード：382A）（以下、「当ファンド」）を新たに設定し、東京証券取引所に上場いたします。設定と運用開始は2025年6月23日、東京証券取引所への上場は2025年6月25日の予定です。

当ファンドは、原則として、残存期間が3年から5年程度までの米国国債に投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れるラダー（はしご）型運用を行ないます。ルールベースのアクティブETFとして組成することで、指数を使用せず、投資家の皆さまの負担するコストを抑えた商品設計としています。また、「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」の2本を上場することで、相場観に応じた多様な投資が可能となります。

当社ではiFreeETF 米国国債シリーズとして、これまで「iFreeETF 米国国債7-10年（為替ヘッジなし）」（証券コード：2015）、「iFreeETF 米国国債7-10年（為替ヘッジあり）」（証券コード：2016）および「iFreeETF 米国10年国債先物インバース」（証券コード：140A）の3本を上場してまいりました。今回の上場により、同シリーズのラインナップは5本となります。

今後も投資家の皆さまの資産形成に資する様々な商品を提供してまいりますので、「iFreeETF」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。



iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1 米国国債に投資します。

- 運用にあたっては、残存期間が3年程度から5年程度までの米国国債に投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

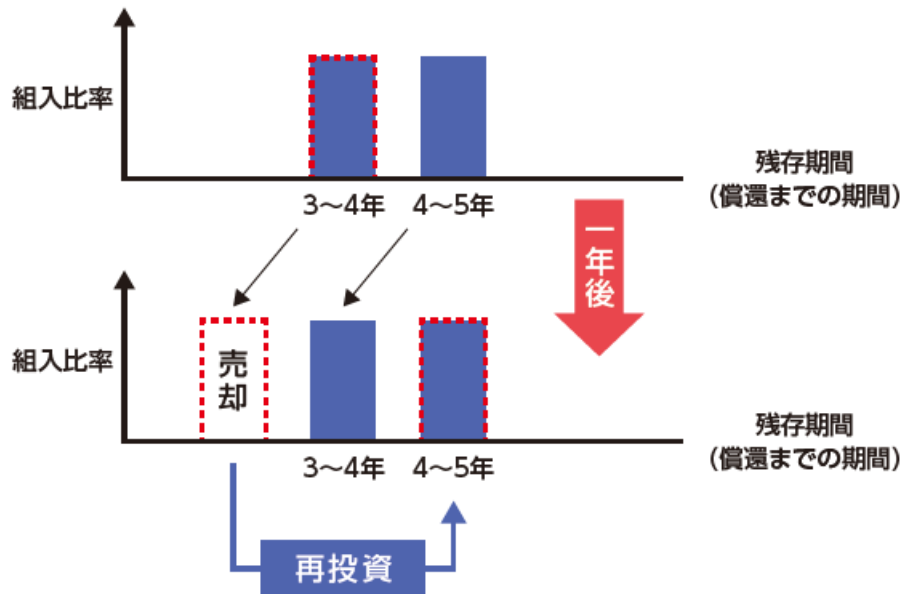
※このような運用手法をラダー型運用といいます。

- 米国国債の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

当ファンドのラダー型運用のイメージ（例）



上図は当ファンドにおけるラダー型運用の一例であり、実際には上図のとおりにならない場合があります。

ラダー型運用の主な特徴

①安定した収益性

保有債券の売却が行なわれるつど、その売却代金を、より長い残存期間の債券に再投資します。

一般に債券の残存期間が長いほど、利回りは高い傾向があります。

②金利変動リスクの分散

金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。

残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。

※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

- デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

3 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は10,000口以上1口単位となります。

4 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって債券と交換することはできません。
- 換金は10,000口以上1口単位となります。

5 毎年2月、5月、8月、11月の各10日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2025年11月10日までとします。

〈分配方針〉

- 原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
 - 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

■ 手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	10,000口以上1口単位
	購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に100.00%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額（100口当たりの価額で表示されます。） ※提出日現在の料率については、〈ファンドの費用〉をご参照下さい。
	購 入 方 法	追加設定は現金により行ないます。
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
 換金時	換 金 単 位	10,000口以上1口単位
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（100口当たりの価額で表示されます。）
	換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
 申込について	申 込 締 切 時 間	委託会社が別に定める時限まで
	申 込 受 付 中 止 日	〈購入申込みの受付けの停止〉 ※原則として、次の1.から3.に該当する場合は、受益権の購入申込みの受付けを停止します。 なお、1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内） 2. ニューヨークの銀行またはシカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付けの停止〉 ※原則として、次の1.から3.に該当する場合は、受益権の換金申込みの受付けを停止します。 なお、1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内） 2. ニューヨークの銀行またはシカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	購 入 の 申 込 期 間	2025年6月23日から2026年8月3日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消することがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消することがあります。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

 その他	信 託 期 間	無期限（2025年6月23日当初設定）
	繰 上 償 還	●委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万口未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決 算 日	毎年2、5、8、11月の各10日 （注）第1計算期間は、2025年11月10日までとします。
	収 益 分 配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ https://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
	運 用 報 告 書	－
	課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2025年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆受託会社：三井住友信託銀行

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。 なお、購入に伴い必要となる費用等を賄うため信託財産に繰入れられる額として、購入の際に100口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.05%以内（提出日現在は、 0.00% ）をご負担いただきます。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	0.05%以内 （提出日現在は、 0.02% ）	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容									
運用管理費用（信託報酬）	毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額 イ. 信託財産の純資産総額に年率0.11%（税抜0.10%）以内（提出日現在は、 年率0.11%（税抜0.10%） ）を乗じて得た額 ロ. 信託財産に属する公社債の貸付けにかかる品貸料に55%（税抜50%）以内の率（提出日現在は、55%（税抜50%））を乗じて得た額	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。									
委託会社	配分については、下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。									
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。									
<table border="1"> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉（今後、変更されることがあります。）</th><th>委託会社</th><th>受託会社</th></tr> <tr> <td>イ.の額（税抜）（注1）</td><td>年率0.08%</td><td>年率0.02%</td></tr> <tr> <td>ロ.の額（ロ.の総額に対する比率で表示しています。）</td><td>50%</td><td>50%</td></tr> </table>			〈運用管理費用の配分〉（今後、変更されることがあります。）	委託会社	受託会社	イ.の額（税抜）（注1）	年率0.08%	年率0.02%	ロ.の額（ロ.の総額に対する比率で表示しています。）	50%	50%
〈運用管理費用の配分〉（今後、変更されることがあります。）	委託会社	受託会社									
イ.の額（税抜）（注1）	年率0.08%	年率0.02%									
ロ.の額（ロ.の総額に対する比率で表示しています。）	50%	50%									
その他の費用・手数料	（注2）	●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）									

（注1）「運用管理費用の配分」（イ.の額）には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

（注2）売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益（譲渡益）に対して20.315%
換 金 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金時の差益（譲渡益）に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

（注）所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度（愛称：NISA（ニーサ））をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1 米国国債に投資します。

- 運用にあたっては、残存期間が3年程度から5年程度までの米国国債に投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

※このような運用手法をラダー型運用といいます。

- 米国国債の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

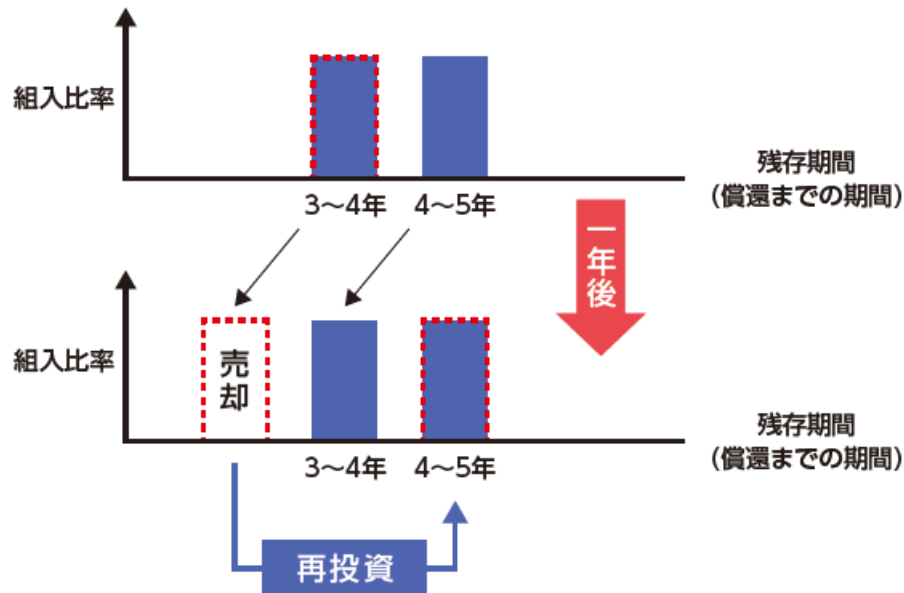
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

当ファンドのラダー型運用のイメージ（例）



上図は当ファンドにおけるラダー型運用の一例であり、実際には上図のとおりにならない場合があります。

ラダー型運用の主な特徴

① 安定した収益性

保有債券の売却が行なわれるつど、その売却代金を、より長い残存期間の債券に再投資します。

一般に債券の残存期間が長いほど、利回りは高い傾向があります。

② 金利変動リスクの分散

金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。

残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。

※ 上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

- デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

3 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は10,000口以上1口単位となります。

4 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって債券と交換することはできません。
- 換金は10,000口以上1口単位となります。

5 毎年2月、5月、8月、11月の各10日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2025年11月10日までとします。

〈分配方針〉

- 原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
 - 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
 カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

■ 手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	10,000口以上1口単位
	購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に100.00%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額（100口当たりの価額で表示されます。） ※提出日現在の料率については、〈ファンドの費用〉をご参照下さい。
	購 入 方 法	追加設定は現金により行ないます。
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
 換金時	換 金 単 位	10,000口以上1口単位
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（100口当たりの価額で表示されます。）
	換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
 申込について	申 込 締 切 時 間	委託会社が別に定める時限まで
	申 込 受 付 中 止 日	〈購入申込みの受付けの停止〉 ※原則として、次の1.から3.に該当する場合は、受益権の購入申込みの受付けを停止します。 なお、1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内） 2. ニューヨークの銀行またはシカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付けの停止〉 ※原則として、次の1.から3.に該当する場合は、受益権の換金申込みの受付けを停止します。 なお、1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内） 2. ニューヨークの銀行またはシカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	購 入 の 申 込 期 間	2025年6月23日から2026年8月3日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

 その他	信 託 期 間	無期限（2025年6月23日当初設定）
	繰 上 償 還	●委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万口未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決 算 日	毎年2、5、8、11月の各10日 （注）第1計算期間は、2025年11月10日までとします。
	収 益 分 配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ https://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
	運 用 報 告 書	－
	課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2025年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆受託会社：三井住友信託銀行

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
	なお、購入に伴い必要となる費用等を賄うため信託財産に繰入れられる額として、購入の際に100口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.05%以内（提出日現在は、0.00%）をご負担いただきます。			
信託財産留保額	0.05%以内 （提出日現在は、0.02%）	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。		
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運用管理費用 （信託報酬）	毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。		
	イ. 信託財産の純資産総額に年率0.11%（税抜0.10%）以内（提出日現在は、年率0.11%（税抜0.10%））を乗じて得た額			
	ロ. 信託財産に属する公社債の貸付けにかかる品賃料に55%（税抜50%）以内の率（提出日現在は、55%（税抜50%））を乗じて得た額			
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	〈運用管理費用の配分〉（今後、変更されることがあります。）		委託会社	受託会社
	イ. の額（税抜）（注1）		年率0.08%	年率0.02%
	ロ. の額（ロ. の総額に対する比率で表示しています。）		50%	50%
その他の費用・ 手数料	(注2)		●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）	

（注1）「運用管理費用の配分」（イ. の額）には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

（注2）売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^② 売却時の差益（譲渡益）に対して20.315%
換 金 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^② 換金時の差益（譲渡益）に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^② 収益分配金に対して20.315%

（注）所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

iFreeETF 米国国債3-5年（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／ETF

■ その他

詳しくは、「有価証券届出書」をご覧ください。

また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

❗ ETFのご購入に際し、お客さまにご理解いただきたいこと

- ・ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書（交付目論見書）は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。
- ・株式または金銭の拠出により当ファンドの取得（応募、追加設定）をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社（指定参加者）よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。

✔ 注意点① お客さまにご負担いただく費用について（消費税率10%の場合）

	種類	料率	費用の内容
直接的にご負担いただく費用	取得（購入）時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	取得（購入）時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
		なお、購入に伴い必要となる費用等を賄うため信託財産に繰入れられる額として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0～0.05%を乗じて得た額をご負担いただきます。	
	信託財産留保額	0～0.3%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
	交換（換金）時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	交換（換金）に伴う取引執行等の対価です。
信託財産で間接的に負担いただく費用	運用管理費用（信託報酬）	年率0.066～0.825%程度（税込）	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 有価証券の貸付を行なった場合には、信託財産が収受する品賃料に55%（税込）を乗じた額が信託財産から支払われます。
	その他の費用・手数料	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。	

※費用の種類や料率等は販売会社や個々のETFによって異なります。上記費用の料率は**大和アセットマネジメントが運用する一般的なETFの料率を表示しております。**※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。※取得（購入）時手数料、交換（換金）時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。※手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

✔ 注意点② ETFのリスクについて

ETFは値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。ETFは預貯金とは異なります。ETFが投資する有価証券等によりリスクの要因は異なります。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料のお取り扱いにおけるご注意

- 当資料は、ETFに関する情報提供を目的としたもので、勧誘を目的としたものではありません。
- ETFのお申込みにあたっては「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書（交付目論見書）は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。
- 株式または金銭の拠出により当ファンドの取得（応募、追加設定）をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社（指定参加者）よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。